

1 審議会名	上田地域協議会
2 日時	令和8年4月28日(火)午後1時30分から
3 会場	上田市役所 本庁舎5階 大会議室
4 出席者	浅川委員、池田委員、井出委員、稲垣委員、上原委員、永本委員、王鷲委員、掛山委員、北澤委員、久保田委員、城山委員、滝澤委員、箱田委員、橋本委員、林委員、藤田委員、堀内委員、増澤委員、松田委員、三澤委員、山口委員、山野井委員
5 市側出席者	【事務局】上原市民まちづくり推進部長、平田市民参加・協働推進課長、小場豊殿地域自治センター長、山崎塩田地域自治センター長、浅野川西地域自治センター長、田中中央地域振興政策幹、加々井西部地域振興政策幹、岩下豊殿地域振興政策幹、嶋田城南地域振興政策幹、坂部塩田地域振興政策幹、春原川西地域振興政策幹、関地域内分権推進担当係長、櫻井地域内分権推進担当係長、北沢企画調整幹、市川森林整備課長米田森林整備係長
6 公開・非公開	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 ・ <input type="checkbox"/> 一部公開 ・ <input type="checkbox"/> 非公開
7 傍聴者	0人 記者 0人
8 会議概要作成年月日	令和8年 4月 30日
協 議 事 項 等	
1 開会	
2 委嘱書交付	
3 市長あいさつ	
4 委員・事務局自己紹介（事務局）	本日の会議は、羽田委員、安田委員は欠席。
5 正副会長の選出について（事務局）	会長及び副会長の互選の方法は協議会で協議して定められており、出席委員の同意により、推薦により会長・副会長を決定することとなる。
(事務局)	どなたか、推薦がございましたら、推薦をお願いします。
(事務局)	特に無いようですので、大変恐縮ですが事務局案を用意させていただいておりますので、発表してよろしいですか。
— 委員、了承 —	
(事務局)	事務局案といたしまして、過去の委員経験などを踏まえまして、会長に浅川司委員、副会長に掛山稔委員

にお願いしたいと思いますが、ご承認いただける皆様は、挙手をお願いします。

— 挙手多数 —

(事務局)

皆さんからご同意いただきまして、お二人を正副会長とすることに決定しました。

— 浅川委員が会長、掛山委員が副会長に決定 —

6 議事

(1) 地域協議会の役割等について

(事務局)

地域協議会は、平成 18 年の合併からスタートしたもの。上田市のセンター条例に定められている協議会で、様々な課題を解決するために審議する会として誕生している。専門的な課題やテーマについて話し合う諮問の会ではなく地域のすべての様々な課題、また市からの諮問に対して意見をいただく委員の組織です。関係図を見ていただくと、地域協議会については行政の審査機関となっているため、行政の枠の中に納まっている。市の各部署から、様々な諮問案件や意見を賜りたいと地域協議会へ議題として出させてもらい、その中で様々な意見をいただき、市の行政機関に意見として反映させていくという流れになっている。

皆さまは、いろいろな地域の代表や一市民として、また自治会や様々な団体の中から選出されている。様々な立場から意見をいただきたい。

この度開催されているのは上田地域協議会で、市内には上田、丸子・真田・武石 4 つの地域協議会がある。それぞれ現在の委員数が上田 24 人、丸子 20 人、真田 20 人、武石 12 人で構成されている。またそれぞれの協議会の情報系列や情報共有、またテーマ統一などを含め上田市全体の協議会として、各地域協議会から正副会長が出席する上田市地域協議会の正副会長会というものがある。このような形で上田市の地域協議会は組織されている。

地域協議会の組織構成、委員の条件の令和 8 年から大きく変更になったところは、前期まで委員の数が 20 名だったところを今回から 24 人以内と組織するようになった。

また、委員の任期も以前は任期 2 年で 3 期までという条件があったが、今期からその条件は撤廃し 3 期以上の方もお務めいただけることとなる。

地域協議会の任務等については、様々な市からの諮問案件が出たところで意見をいただくことが一番のところになる。

その中で 1 の①総合計画の基本計画に基づくまちづくり方針に関する事項は、見直しの時期にあたって審議いただく。第 3 次上田市総合計画については本年度からスタートになった。前 10 期の皆さまに総合計画のまちづくり方針を審議いただき、策定の意見をいただいた。本日お配りした第 3 次総合計画の冊子の最後にまちづくり方針が記載されている。またご覧いただきたい。なお、前回まで右岸、左岸と協議会が分かっていたため、今回掲載したまちづくり方針は右岸と左岸両方の内容が掲載されている。今回 1 つになったことにつき、また改編の時期に合わせ、まちづくり方針も 1 つに直していく。

その他、市長から協議会へ諮問され、審議すること主な内容となっているが、まちづくりに関する事項について、委員から意見を出すこともできるものとしている。

意見の反映の仕組みは、上田に限らず真田や丸子や武石それぞれの地域協議会から出た意見、答申を書く関係部署で検討しながら市政へ反映させるという流れになっている。

4 ページ開催された会議の概要の公表は、審議会のため開催された会議の概要は非公開のもの以外に関してはすべて公表になっているため、公表の場合は上田市のホームページに掲載していくという形になっている。また、開かれた会議となっているため、傍聴も可能となっている。

(2) 今後の日程について

(事務局)

会議の開催は、月に1回開催する予定で進めていきたい。開催日時については事務局より日程(案)という形でお配りしている。月の第3週中心に設定しており、会場確保の都合があるため、曜日にばらつきがあるがご承知おきいただきたい。毎月、庁内の関係部門に審議案件を照会しており、審議案件がない月については休会の対応をする。その都度休会のお知らせを通知させていただきたい。

(委員)

初めてなのでよくわからないが、諮問や意見を聞くという事なのだが、1回でかたが付くような単発の意見照会と、ずっと1年間通して検討していかなければならない案件もあるのではないかと思うが、どの様なことが考えられるか。

(事務局)

諮問案件、検討回数やどのように進んでいくのかということについて、昨年度、上田右岸・左岸、丸子、真田、武石という5つの地域協議会に対し市からお願いをしたものは、自治会とそれぞれの地域に組織がある住民自治組織(まちづくり組織という自治会よりも小さくくりで設置されたまちづくりの組織)が、平成28年度から始まって10年経っていく中で、地域の皆さんから「自治会と住民自治組織、まちづくり団体の役割はどうなっているのだろう」もっと言えば「自治会があるのになぜ住民自治組織があるのか」ということを整理した方がいいのではという声を受け、それについて市から地域協議会に対し、各地域の委員のみなさんそれぞれの視点で、住民自治組織がどういう役割が望ましいのかという意見を求めさせていただいた。これは令和6年度に諮問させていただき1年以上かけ当事者をお呼びし、意見を聞いたりしながら協議会の委員として「どうあるべきか」という意見をいただいた。これについては1年ちょっとかけた経過がある。

また地域協議会の右岸・左岸の統合についても同じく令和6年度に意見を投げさせていただき、これについては1年足らず令和6年度末にある程度の方向性として右岸・左岸それぞれの地域協議会からそれぞれが統合することがふさわしいのではないかという意見をいただき、昨年1年間かけ条例の改正等を整備し、この春から統合した新しい地域協議会になった。

地域協議会の中には審議ばかりをお願いするのではなく庁内の担当所、関係課が単発で委員の皆さんの意見を伺いたいと案件が出されることもある。基本的には会議当日に資料を配り説明を聞いた上で委員の皆さんから率直にご意見をいただく。というような短いバージョンのものもある。

皆さんにお願いしたいのは、ある程度4、5ヶ月から半年かけてじっくりご意見いただくものと、あとはそれぞれの庁内の関係課から時折々にご意見いただく案件と考えている。ご協力よろしくお願ひしたい。

(会長)

かつては設置単位がもう少し小さかった。1つの地域の課題を市に届ける。という要素があったのだが、それが右岸左岸となり今回上田ということになると、個別の地域の事案というより上田市全体のことに関わる

内容が多くなる。条例に定められた市の付属機関が地域協議会になってくるので、市長や行政の皆さんから「このことについてどう思いますか。ご意見ください。」と言ったことに対して、意見を述べるのがメインの役割になるのかと考える。したがって、役割の中にある今までやってきた調査・研究のような内容は少なくなるのかなという認識でいる。そういう感じでもよろしいか。

(事務局)

設置の範囲が広がるということで個別的なものというよりは全市的な視点を持った関係が多くなるのではと思う。

(会長)

地域協議会の成り立ちについて他に皆さんからご意見ご質問ありますか。

(委員)

3 ページを見ると地域自治センターの集合の中に地域協議会があるというイメージに見えるが、1 ページ目はそう見えないが、この違いはどういうことなのか。

(事務局)

経過を説明申し上げますと、平成 18 年に上田市・丸子町・真田町・武石村と、3 町村と昔の上田市 4 つの自治体が市町村合併ということで、これは上田市が吸収合併ではなく、新設対等合併という形でそれぞれを同格の自治体として合併した経過がある。その中で人口の規模は違えどもそれぞれの地域が培ってきた歴史・文化が合併によってなくなるのではないかという住民サイドの不安が多かったと記憶している。

そういったことを大事にする視点を持って地域自治センター条例の設置をし、地域の特性をうまく残しながら全市としてまとまりのある市政を作っていきます。とスタートした。

当時は丸子・真田・武石それぞれ 1 つの地域協議会だったのだが、旧上田市内は公民館が 6 つあり、6 つの公民館単位に地域協議会を置くということで、上田も昭和の時代には塩田町・川西村と合併した経過がある。そういった地域の特性にも配慮する形で最初は市全体で 9 つの地域協議会でスタートした。合併の時には「旧自治体の単位、4 つの市町村、それぞれがまず地域自治センターという位置づけを持ってスタートしましょう。ただ上田にあってはその中に更に豊殿や塩田、川西。昭和の時代に合併した地域も残しましょう。」ということで、実は上田地域自治センターの中にまた 3 つの地域自治センターがある状態でスタートした。

こちらの資料に記載している地域自治センターというのは、上田・丸子・真田・武石という旧市町村単位の枠組みの記載であるため、ようやくこの春から上田・丸子・真田・武石という地域の自治センターの中に 1 つずつの地域協議会が置かれるという状態になった。ということをしてこういった図の記載になっている。

1 ページ目カラーの図があるが、イメージを持っていただくにはどう示せばよいかと、まちづくりに関わるそれぞれの地域コミュニティであるとか行政の関わりというものも線で繋げたり丸で囲ったりというようなそんなイメージとして作っているもの。

そのようにしてそれぞれ記載させていただいた。

(委員)

「地域協議会」という名称と「上田市地域協議会」という 2 つの名称が関係図や説明などで使われたり使

われなかつたりしている。その点はどのようなお考えか聞きたい。

(事務局)

まず「上田市地域協議会」については、規則の中で使っている名称で上田市全体の地域協議会、4つの地域協議会を総称して「上田市地域協議会」という使い方をしている。その中に上田・丸子・真田・武石と分割して協議会が置かれているため4つをそれぞれ上田地域協議会、丸子地域協議会、真田地域協議会、武石地域協議会という呼び方で使用している。大意は特にはないが、全体を指すものとして総称して「上田市地域協議会」、それぞれの活動単位の「地域協議会」ということで区別させていただいている。

(会長)

上田地域協議会という我々の集まりは旧上田市のもので、真田・武石・丸子は合併に伴って置いていかれてしまうのではないかとということで上田市の諮問機関が必要であるということで地域協議会が設置されたのではないかと思うが、その名残が残っているのかなと考える。

したがって上田市地域協議会正副会長会とあるが、そういった場面くらいしか使うことはないではと思うが、いかがか。

(事務局)

4つの地域協議会の正副会長さんが集まり正副会長会を年に1、2回ほどの頻度で開催している。そこで「上田市地域協議会」という名称を使う他は、ほとんどがそれぞれの地域で毎月行う「地域協議会」という形で議論いただいているため、「上田市地域協議会」と言うのはここだけではないかと思われる。

(委員)

最後の裏表紙に地域内分権の確立に向けてという参考文があるが、これは地域協議会の制度についてだと思うが、この地域内分権の確立というのは、具体的にはどのようなことなのか。

(事務局)

市町村合併を契機に大きな話を担当するときに、丸子・真田・武石という自治体が上田市に入ることによって「自分たちの地域の特徴がなくなってしまうのではないか。」という恐れがあったということ踏まえ、地域内分権を考えられるのは地域のことを地域で決めていくという事。言い換えると丸子地域の中の話というのは、丸子にも丸子自治センターというものを設置しており、職員もセンター長を置いた組織の中で「ある程度地域の中の出来事は決めていこうと。」ということで、全てが上田市の本庁で消えるのではなく、地域ことは自分たちで自己決定していく。という仕組みを残していくことを地域内分権という形で使っている。

(会長)

今後の日程について、予定されているが議事のない場合にはカットすることもあり得る。という説明だったが、そういった理解でよろしいか。

それに伴った連絡方法。メールか紙媒体かでその案内が毎月いただけるということでよろしいか。

(事務局)

今後メールのほうが良いというご希望がありましたら、用紙にメールアドレスをご記入いただき、最後に事務局にご提出ください。引き続き郵送希望であればそれで構いません。また、メール希望の方も、郵送でなければ送れない資料の場合は郵送いたします。

(3) 上田市森林センターの譲渡について

(事務局)

公共施設の設置、または廃止に関する事項に関することのため時間をいただきご説明し、ご意見を伺う。上田森林センターだが、林業に関係のない方にはどんな施設なのだろうかと思われるが、東塩田工業団地内にあり上田から丸子に抜ける峠にある施設である。4月5月は植木まつりをやり、年末は森林祭を森林組合が開催している。

1 設置の経緯

平成7年8月、上小地域2市3町3村(当時)における地域林業の中核的担い手として、林業生産全般にわたる活動を展開し、地域の期待に応える森林組合を目指し、5つの森林組合(上田市森林組合、依田窪森林組合、川東森林組合、和田村森林組合、青木森林組合)が合併し、信州上小森林組合が発足した。

これを受け、当時の8市町村が建設費を負担し、上小地域の中心である上田市内に本所機能を有する当施設を設置(平成11年11月竣工)し、4支所(上田支所、依田窪支所、川東支所、青木支所)と効率的に連携を図り、林業振興と林業経営の活性化を図ってきた。

これまで、当施設は、信州上小森林組合の事務所兼会議室の機能を有することから、当該団体を指定管理者とし、管理・運営を行ってきた。

2 譲渡に向けた協議の経過

この施設の設置当初は林業振興を図る意味でも行政と森林組合が密接な関係にあった。ただし現在は林業事業店が市内にも幾つか存在する。また市がこの施設を所有する必要性が少なくなっている状況でありまた市では、公共施設の総量の縮減を目指し、設置経過や使用状況を踏まえながら、主な利用者が特定の団体等に限られる施設は、関係団体等への譲渡を進める「公共施設マネジメント基本方針」に基づき、信州上小森林組合と譲渡に向けた協議を重ねてきた。

一方で、施設が老朽化するなか、空調設備等に不具合が生じており、譲渡に向けては、施設の大規模修繕の必要性と財源確保の課題を抱えていた。

そのような中、国の重点支援地方交付金活用事業による、林業事業体を対象とした非常に有利な林業エネルギーコスト削減促進事業補助金(令和7年度補正予算)の活用が見込まれ、信州上小森林組合から施設譲渡を受けたいとの意向をいただいたことから、手続きを進めるものとなった。

3 譲渡する施設(財産)の概要等

(1) 名称 上田市森林センター

(2) 建築年月 平成11年11月(築後26年経過)

(3) 施設の内容

建物 木造2階建・延床面積1000㎡足らず

1階 森林組合事務所・会議室があり、本所を行政財産の貸付

2階 図書室があり、県の組織である上小林業振興会に行政財産の貸付研修室2つと視聴覚室については、貸出しが可能な施設として、森林組合が指定管理として管理している。

会議室と言っても森林組合の事務所を備えている側面が中心部分にあり、利用する団体も林業関係団体に限られている状況。

土地 (敷地面積) 24,114.67 m²

(地目) 宅地、山林

(4) 譲渡条件 無償

(5) 譲渡先 信州上小森林組合

4 その他

(1) 建設時の経費

訂正箇所 用地整備費、計の横の負担額の欄 64,607 から 94,607 に訂正をお願いします。

建設費、外構工事費また用地取得費、用地整備費等含め、総事業費が6億6000万円ほど掛かっている。その内補助金3億5000万円いただき、残りの当時の8市町村で分担をし、上田市については2億1000万円ほど負担をした。

なお記載の市町村については、合併前の市町村より負担を合算しているということでご理解いただきたい。

(2) 指定管理の状況

指定管理期間は令和6年4月1日から5年間設けている。なお現在譲渡に向けて手続きを進めているが、指定管理期間中議会議決を経て用途廃止がされたら指定管理の協定は自動的に廃止となる。

年間の指定管理料は、120,000円、また管理費等使用に関わる収入については、令和7年度の実績で97,490円

5 今後のスケジュール

本日開催の上田地域協議会での協議を経て6月の市議会定例会に対し、施設条例の廃止また事件決議案の議決ということで提案をし、議決されたら9月中をめどに所有権移転登記を進めていきたい。

(委員)

土地・建物の建設費の資金負担はここにあるかと思うが、登記上の所有権者は持分所有なのか全部上田市なのか。資料ではわからないので説明いただきたい。

(事務局)

こちらの施設については、当時8市町村で負担しているが、現在土地・建物は上田市が所有している。

(会長)

非常に有利な国の補助金というのはどのくらい有利なのか。

(事務局)

補助金の内容とすると事業費の4分の3が補助金でいただけるということと、上限1,500万円が経費より

措置されるということ。補助率の高い補助事業はなかなかない中で負担が少なく済むということで補助金の活用に手を挙げた。

(会長)

ここで決まったことが即決定になる訳ではない。意見として申し上げることになるかと思う。

(委員)

譲渡することによって市民にとってプラスになることやマイナスになることや想定されることがあれば伺いたい。

補助金がいただけるということだが、その後 10 年、20 年となった時に運営が困難になった時に取り決めがあるのなら教えてほしい。

(事務局)

現在上田市が所有となっている。建設後 26 年の変化があり多くの部分で修繕が必要となっている。今回は空調設備が不具合を生じており、その修繕に補助金を活用させていただく。今後、引き続き市が所有することによって更なる修繕が必要。また更には施設を取り壊し、更地化するという必要がある場合も出てくるかと思う。その場合には税金を投入することが必要となってくるが、今回森林組合で譲渡を受けていただけるということなので、今後については所有権移転を詰めて森林組合に移転するため、それにかかる修繕費用や管理費用は森林組合が負担するということが大原則とはなってくる。今後、森林組合で以後林業経営が厳しい中ではあるがこの先の施設の管理・運営については市から手が離れる状況になるため、今後は森林組合が責任をもって施設を管理していくという位置付けになる。

(委員)

補助金を受ける対象というのは、市なのか森林組合なのか。

(事務局)

急遽所有権を移転するというので無償譲渡の話をしているところで、補助の事業自体が林業事業体ということで、早急に譲渡の手続きをして、今回以上の内容をもって出させていただいた。補助金を受ける側は森林組合になる。

(事務局)

補助金の関係、続いてなのだが譲渡が決まらないと補助金が出ないのか。

(事務局)

現在、県のほうに森林組合から補助金をもらいたいという継続所を上げている状況で、まだ補助金をいただけるという段階ではない。

(委員)

市は譲渡しますと決めているということか。

(事務局)

基本的にはその方針で進めているというところ。

(委員)

今回地域協議会に提案している意図は何か。

(事務局)

行政財産の公共施設の設置や廃止については、地域協議会に対して説明をし、意見を伺うということになっているので、今回議事として上げさせていただいているところ。

(委員)

そういうことでしょうか、決める前にまず説明をしないと「どうしますか。」と言っているのでは決まらない。

(事務局)

方針としては市としては譲渡ということで6月定例会では議案として提出をしていきたいと考えている。

(委員)

流れとして森林組合に譲渡は致し方無いと思うが、他者を排除するというような、こういう契約が法的には問題ないか。

(事務局)

森林組合を大前提にした譲渡ということだが、それぞれ上田市には様々な施設があるが、集会施設であれば自治会に譲渡ということもあるし、今回の森林センターについては、設置当時の目的も林業の振興または活性化ということのため、そういった趣旨で施設を継続してもらうということを考慮すると、現在指定管理していただいている森林組合がふさわしいと考えており、かつ施設の管理運営にあたっては費用が掛かってくることをご理解いただきながら施設を引き受けてくれることであつたので、今回手続きを進めさせていただいている。法的には問題はない。

(会長)

整理すると、ただ今の提案は、上田市森林施設から上小森林組合に市の施設を譲渡するという提案を説明してもらった。

以前、塩田西小学校の施設の一部をさくら国際に譲渡するという案件が地域協議会に出たことがあつた。地域協議会に諮るとのことなので今説明があつたと思うが、この地域協議会で決定することではない。賛成意見があつたとか反対意見があつたということがあれば担当課に申し伝えていくという趣旨で審議しているものである。

7 事務連絡

(事務局)

1. 協議会委員の名簿と議事の公開について

概要でもご説明したとおり、地域協議会は発足から協議会の活動状況等の情報を積極的に公開している。上田市のホームページに地域協議会ごとに専用ページを設け会議録の公開をしており、会議録には、発言いただいた各委員の名前は公表していないが、協議会委員の名簿の公開については名前のみ記載した名簿をホームページへ掲載するので、御了承をお願いしたい。

2. 報酬の支払いと関連書類の提出について

報酬については、1回出席につき半日以内で3,800円です。その内3.063% (116円)を源泉徴収させていただき、残り3,684円を後日、皆さんに指定いただいた口座へ振り込みます。

先日開催通知と一緒に送らせていただいた口座情報などの関連書類について、会議終了後事務局の方へ提出をお願いしたい。

また、事務局からの協議会の開催通知など、電子メールでの通知をご希望の委員さんがいたら、本日お配りした用紙にメールアドレスをご記入いただき提出していただきたい。

なお、前期から継続してメールでお知らせしていた委員さんは、引き続きメールでのお知らせと考えている。変更ある場合は、ご記入いただき提出願います。

—特に意見無し—

3. 次回の協議会について

日時 令和8年5月22日(金) 午後1時30分から

場所 上田市役所

8 閉会